

様式第1号（第4条の2関係）（裏面）

事前調査結果等報告

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ※石綿使用が無の場合のみ記載 ①目視 ②設計図書（④を除く。） ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤製造年月日	作業の種類			切断等の有無		作業時の措置 ①負圧隔離 ②隔離（負圧なし） ③湿潤化 ④除じん性能を有する電動工具の使用 ⑤③、④以外の粉じん発散防止措置 ⑥呼吸用保護具の使用
	有	有とみなす	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	☐	☐	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐
保温材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	☐	☐	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐
煙突断熱材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	☐	☐	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐
屋根用折版断熱材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	☐	☐	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐
耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む）	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐	☐	☐	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐
仕上塗材	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐
スレート波板	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐
スレートボード	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐
屋根用化粧スレート	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐
けい酸カルシウム板第1種	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐
押出成形セメント板	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐
バルブセメント板	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐
ビニル床タイル	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐
窯業系サイディング	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐
石膏ボード	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐
ロックウール吸音天井板	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐
その他の材料	☐	☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐				☐	☐	① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

備考

1 「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。

2 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負わせている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。

3 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。

4 「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。

5 「解体工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。

6 「石綿に関する作業の開始日」の欄は、石綿が使用されている又は使用されているとみなして工事を行う場合に記入すること。

7 「講習実施機関の名称」の欄は、事前調査を実施した者が一般社団法人日本アスベスト調査診断協会登録者である場合には、その旨を記入すること。

8 「作業に係る石綿作業主任者」の「氏名」の欄は、石綿使用建築物等解体等作業がある場合に必ず記入すること。なお、報告時点で未選任の場合は、選任予定者を記入すること。

9 裏面の記載は、請負事業者がいる場合は、請負事業者に請け負わせる作業に係るものも含めて、作業対象の材料に該当するもの全てについてまとめて記入すること。

10 「石綿使用の有無」の欄は、石綿を含有しているものとみなす場合は、「有とみなす」に記入すること。

11 「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑤までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。

12 「切断等の有無」の欄は、材料の切断、破砕、穿（せん）孔、研磨等を行う作業の有無について記入すること。

13 「作業時の措置」の欄は、報告の時点で予定している措置を記入すること。また、①から⑥までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。